

2014 年 7 月 23 日 全 11 頁

農業政策変革の動きと農業政策金融

農業の復権に向けた金融の役割②

金融調査部 主任研究員
中里 幸聖

[要約]

- 2014 年 6 月 24 日に閣議決定された『『日本再興戦略』改訂 2014』、「規制改革実施計画」に明記されているように、農業を成長産業とするために農業政策を変革していく動きが始まっている。
- 農業政策変革に向けた動きとしては、いわゆる岩盤規制の改革の実現が期待される。また、農業金融との関連では、農業の 6 次産業化推進に向けて、A-FIVE の積極的な活用が期待される。
- 農業、農村関係の主な政策金融の資金の貸付額及び貸付残高は、日本政策金融公庫資金が最も多く、次いで農業近代化資金となっている。農業近代化資金は、個人施設向けは「農機具等」、「建構築物」、「家畜」の順に金額が多く、共同利用施設向けは「建構築物」、「農機具等」、「環境整備」の順となっている。日本政策金融公庫資金の種類別貸付は、近年は農業経営構造改善が増加傾向にあり、「攻めの農林水産業」という観点では望ましいと言えよう。

1. 農業政策を変革していく動き

(1) いわゆる岩盤規制の改革

閣議決定された『『日本再興戦略』改訂 2014』（平成 26 年 6 月 24 日）、「規制改革実施計画」（平成 26 年 6 月 24 日）に明記されているように、農業を成長産業とするために農業政策を変革していく動きが始まっている¹。

『『日本再興戦略』改訂 2014』では、「昨年 11 月に米の生産調整の見直しを含む農政改革の方向を決定したところであるが、（…中略…）大きな政策転換の第一歩として、攻めの農林水産業

¹ これまでの農業施策の大枠については、拙稿「[農業と金融：戦後の概観＜訂正版＞～農業の復権に向けた金融の役割①～](#)」（大和総研リサーチレポート、2014 年 7 月 17 日）参照。そこでも若干記述したように、基本法、食糧管理制度、農地法等において、一定の改革はなされてきている。ただし、そうした改革が農業の復権にまでつながるものとはなっていない。

の展開に向けた構造改革を多面的に実行する」としている。「米の生産調整」は、いわゆる減反政策を指し、1970年代から40年以上続いている。「米の生産調整の見直し」が本格的に実施されれば、農業政策変革の象徴的な意味を持つこととなろう。

「規制改革実施計画」では、農業分野の個別措置事項として、①農地中間管理機構の創設、②農業委員会等の見直し、③農地を所有できる法人（農業生産法人）の見直し、④農業協同組合の見直し、の4点が挙げられている（いずれも『日本再興戦略』改訂2014）でも明記されている）。

①農地中間管理機構の創設

農地中間管理機構（農地集積バンク）は、農地を集積・集約して、農業の大規模化を図るためのものである。2013年12月に「農地中間管理事業の推進に関する法律」²、「農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律」が成立し、前者に基づき農地集積バンクが43道府県で指定された（2014年6月1日現在）。後者の法律に含まれる農地法の一部改正では、遊休農地対策の強化が規定されており、農地集積バンクを活用しての農地利用の活性化が期待される。『日本再興戦略』改訂2014では、「今後10年間で全農地面積の8割が担い手によって利用される」ことをKPI（Key Performance Indicators）としている（2010年時点で49%）。なお、今後の農業の担い手としては、法人経営、大規模家族経営、集落営農、企業などが想定されている。

農地集積バンクは都道府県を区域として指定されるが、業務の一部を市町村等に委託することができる。必要な場合には、農地集積バンクが基盤整備等の条件整備を行い、まとまりのある形で農地を利用できるよう配慮して、貸付けることとなる。従来は農地保有合理化法人が農地の集積・集約事業を担っていたが、①売買中心、②個々の相対協議を前提、③財政支援が不十分、などの要因により実績は低調であった。農地集積バンクは、①リース方式中心、②地域関係者の話し合いによる「人・農地プラン」の作成・見直しとセット³、③財政支援を充実、などにより、従来の農地保有合理化法人よりも農地集約等の実効性をあげることが期待されている。

² 同法の第一条（目的）で、「農地中間管理事業について、農地中間管理機構の指定その他これを推進するための措置等を定めることにより、農業経営の規模の拡大、耕作の事業に供される農用地の集団化、農業への新たに農業経営を営もうとする者の参入の促進等による農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図り、もって農業の生産性の向上に資することを目的とする」と規定している。

³ 「人・農地プラン」は「地域農業マスタープラン」とも称され、農林水産省のウェブサイトの「人・農地プランの進捗状況」のページでは、「平成24年度から、各地域の『人と農地の問題』を解決するため、集落・地域の関係者が徹底的な話し合いを行い、今後の中心となる経営体はどこか、そこへどうやって農地を集積するか、中心経営体以外を含めた地域農業のあり方をどうしていくかといったことを明確にした『人・農地プラン』の作成が各地で進められているところです」と説明されている。2014年3月末現在では、「人・農地プランの作成に至っている市町村数」は1,498市町村、地域数は11,812地域である。

②農業委員会等の見直し

農業委員会は、「農業委員会等に関する法律」に基づく行政委員会として市町村に設置されており、農地法に基づく農地の売買・貸借の許可、農地転用案件への意見具申、遊休農地の調査・指導など農地に関する事務を行っている。農業委員は、当該市町村に住む農業者の中から公職選挙法に準じた選挙で選ばれた選挙委員と、農業団体（農協、農業共済組合、土地改良区）が推薦した者と市町村議会が推薦した者を市町村長が選任した選任委員からなる。これらの農業委員からなる総会などで意思決定を実施し、実際の事務作業は一般職の地方公務員からなる事務局が担当する。また、「農業委員会等に関する法律」では、選挙委員の最大数は 40 人、選任委員は農業団体推薦が各団体から 1 人、議会推薦が 4 人以内と定めているが、1 委員会当たりの農業委員数は選挙委員 16 人、選任委員 5 人の計 21 人が平均的な数である（2012 年 10 月 1 日現在）。

農業委員会は、①農地制度に関する業務執行の全国的な統一性、客観性の確保、②市町村長から独立した行政委員会として、公平、中立に事務を実施、③農業者の自主的な組織として、地域の農地の利用調整に積極的に取り組む、ことを目的として設置されている。しかし、農家の減少に伴い農業団体と関係の深い農家が当選する事例が多くなっている、審議が形骸化している、外部からの新規参入の障壁となっているのではないか、などの指摘がなされていた。また事務処理の迅速化、判断の透明性・公平性の確保などが求められていた。

それらを踏まえて「規制改革実施計画」では、農業委員会は農地利用の最適化（担い手への集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進）に重点を置くこととし、①農業委員会の選挙・選任方法の見直し、②農業委員会の事務局の強化、③農地利用最適化推進委員（仮称）の新設、などの規制改革を実施することとしている。農業委員会の使命を的確に果たすことのできる適切な人物が透明なプロセスを経て確実に委員に就任するようにするため、選挙制度と議会推薦・農業団体推薦による選任制度をともに廃止し、市町村議会の同意を要件として市町村長の選任委員に一元化する。その際、事前に地域による推薦・公募等を行えることとするほか、農業委員の過半は認定農業者⁴の中から選任する。また、機動的な対応を可能とするため、農業委員の数は現行の半分程度の規模とする。これらを実施するための検討を 2014 年度中に実施し、法律上の措置が必要なものは 2015 年の通常国会で関連法案の提出を目指すとしている。

⁴ 「農業経営基盤強化促進法に基づき、市町村が地域の実情に即して効率的・安定的な農業経営の目標等を内容とする基本構想を策定し、この目標を目指して農業者が作成した農業経営改善計画を認定する制度」（農林水産省ウェブサイト「認定農業者制度について」より）である認定農業者制度で認定された農業者を指す。認定農業者に対しては低利融資をはじめとする各種施策が適用される。

③農地を所有できる法人（農業生産法人）の見直し

農業を成長産業にしていくためには、農業の企業化を進めることが有効な手段の一つである⁵。農業の企業化を促進するためには、企業が農地を所有できるようになることが大きなポイントとなろう。

現状では、農地法に基づき、農地を所有できる法人は農業生産法人に限られており、一般法人は賃借のみに限られている⁶。農業生産法人については、1. 法人形態要件、2. 事業要件、3. 構成員要件、4. 役員要件、の要件が定められており⁷、全てを満たす必要がある。

「規制改革実施計画」では、「さまざまな担い手による協働の中から地域農業の多様な経営・技術の革新と付加価値の拡大を図り、新分野の価値の創出と企業化を推進する」ために、農業生産法人の「3. 構成員要件」、「4. 役員要件」の緩和を図り、2015年の通常国会で農地法などの関連法案の提出を目指すとしている。具体的には、「3. 構成員要件」について、農業関係者が総議決権の4分の3以上としている部分を2分の1以上とし、農業関係者以外について「法人から物資の供給を受ける者又は法人の事業の円滑化に寄与する者」としている部分の制限を設けないことにする。「4. 役員要件」については、役員の過半が農業の常時従事者（さらにその過半が農作業に従事）としている部分を、役員又は重要な使用人のうち一人以上が農作業に従事しなければならないとする。つまり、一般からの出資比率をこれまでの25%未満から50%未満まで高め、また、役員あるいは管理者クラスに農作業の従事者が一人いれば良いというように緩和するということである。

企業が50%超を出資し農地を自由に運営できるようにするといった、本格的な企業化の議論は「農地中間管理事業の推進に関する法律」の5年後の見直しを待つこととなったが、これまでよりは企業が農業に参入しやすくなったと評価できよう。

⁵ ここでいう農業の企業化とは、既存の企業が農業に参入することや農業生産法人をより企業組織化することなども含めて、農業が組織化されて企業的に営まれることを指す。従って、具体的なあり方はさまざまなパターンが考えられる。

⁶ 農業生産法人であれ、一般法人であれ、農業に参入する場合は、「1. 農地のすべてを効率的に利用」、「2. 一定の面積を経営」、「3. 周辺の農地利用に支障がない」（水利調整に参加しない、無農薬栽培の取組が行われている地域で農薬を使用するなどの行為をしないこと）の基本的な要件を満たす必要がある（農林水産省ウェブサイトの「法人が農業に参入する場合の要件」より）。なお、農業生産法人は賃借も可能である。

⁷ 農林水産省ウェブサイトの「農業生産法人の要件」によると、1. 法人形態要件：株式会社（公開会社でないもの）、農事組合法人、合名会社、合資会社、合同会社。2. 事業要件：主たる事業が農業（農産物の加工・販売等の関連事業を含む。）[売上高の過半]。3. 構成員要件：農業関係者（農業の常時従事者、農地の権利提供者、基幹的な農作業を委託している農家、農地中間管理機構、地方公共団体、農業協同組合、農業協同組合連合会）が総議決権の4分の3以上、農業関係者以外（法人から物資の供給を受ける者又は法人の事業の円滑化に寄与する者）が総議決権の4分の1以下。4. 役員要件：①役員の過半が農業の常時従事者（原則年間150日以上）である構成員であること。② ①のうち過半の者が農作業に従事（原則年間60日以上）すること。なお、3. 構成員要件の特例として、農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画について市町村の認定を受けた場合、農家・他の農業生産法人については制限がなく、農外の者については総議決権の2分の1未満。また、農商工連携事業者等一定の関連事業者は総議決権の2分の1未満。

④農業協同組合の見直し

農業協同組合（農協、Japan Agricultural Cooperatives の略として JA と呼称することも多い）は、農業者（農民又は農業を営む法人）によって組織された協同組合であり、農業協同組合法に基づく法人である。2013 年度末で 738 法人ある総合農協と分類される農協では、経済事業・信用事業・共済事業（いわゆる農協 3 事業）を総合的に行っている⁸。地域ごとの総合農協は単位農協（あるいは単協）とも呼ばれるが、事業ごとに都道府県組織、全国組織が存在する（図表 1）。経済事業は JA 全農（全国農業協同組合連合会）、信用事業は農林中金（農林中央金庫）、共済事業は JA 共済連（全国共済農業協同組合連合会）、指導事業は JA 全中（全国農業協同組合中央会）が全国組織に位置づけられる。なお、図表 1 の信用事業（JA、JA 信連、農林中金）について、JA バンクと呼称することも多い。

図表 1 JA グループの組織図（主なもの）

	経済事業	信用事業	共済事業	指導事業
市町村段階	農業協同組合 (JA)			
都道府県段階	経済農業協同組合連合会 (JA経済連)	信用農業協同組合連合会 (JA信連、信農連)	全国共済農業協同組合連合会 (JA共済連、全共連)	農業協同組合中央会 (JA中央会)
全国段階	全国農業協同組合連合会 (JA全農)	農林中央金庫 (農林中金)		全国農業協同組合中央会 (JA全中)
事業内容	農畜産物の販売、生産資材の購入・供給など	各種金融サービス	生命共済、損害共済、年金共済など	JAの指導や監査、教育、農政活動、広報活動など

(注) () 内は愛称・略称

(出所) 全国農業協同組合連合会ウェブサイト、全国農業協同組合中央会ウェブサイト、JA バンクウェブサイトなどを基に大和総研作成

「規制改革実施計画」では、「地域の農協が主役となり、それぞれの独自性を発揮して農業の成長産業化に全力投入できるように、抜本的に見直す」として、農協の自己改革を実行するよう要請し、自己改革が円滑に進むよう 2015 年の通常国会に関連法案を提出することを目指すとしている。

見直しの具体的な内容としては、①中央会制度（JA 全中、JA 中央会）を自律的な新たな制度へ移行、②JA 全農・JA 経済連の農協出資の株式会社への転換、③単協の金融（信用・共済）事業に関するリスクや事務負担の軽減（農林中金、JA 信連への信用事業の譲渡、JA 共済連による事務負担を軽減する事業方式の提供）、④理事会の見直し（理事の過半は、認定農業者及び農産物販売や経営のプロとする）、⑤単協・連合会組織（都道府県段階・全国段階の組織）の分割・再編や株式会社化、生協等への転換を可能とする、⑥金融事業を実施している農林中金、JA 信連、JA 共済連について、金融行政との調整を経た上で、農協出資の株式会社に転換することを可能とする方向で検討、などが挙げられている。いずれも、正組合員である農業従事者が農業

⁸ 総合農協とは別に、信用事業を行わず、畜産、酪農、園芸といった特定の生産物の販売・購買事業のみを行う専門農協が存在し、一部を除き、JA グループではない。なお、農林水産省の「農業協同組合等現在数統計」では、1996 年 3 月以降は「信用事業を行う専門農協を総合農協に含める」としており、本レポートの数値は同統計に基づいている。

生産活動を積極化するための支援という、本来的な農協の使命に重点化を図ることを狙った内容であると言えよう。「規制改革実施計画」、「『日本再興戦略』改訂 2014」では、今後 5 年間を農協改革集中推進期間としている。農業協同組合の見直し、前述の農地中間管理機構の創設、農業委員会等の見直し、農地を所有できる法人（農業生産法人）の見直し、とともに「規制改革実施計画」に記述された方向で確実に実行されていけば、5 年後の農業の姿は良い方向に動き出していると期待される。

本シリーズレポートのテーマである農業金融との関係では、農林中金、JA 信連、JA 共済連を農協出資の株式会社に転換するという見直し、どのように実現するのが興味深いところである。例えば、農林中金の連結総資産は 83 兆円強（2014 年 3 月）と三メガバンクに次ぐ規模であり、その株式会社化は金融資本市場に何らかの影響をもたらすこととなろう。

（２）攻めの農林水産業に向けた取り組み

「『日本再興戦略』改訂 2014」では、「改訂戦略における鍵となる施策」の 3 番目に「新たな成長エンジンと地域の支え手となる産業の育成」を掲げ、「攻めの農林水産業の展開」を提唱している。そのためには、前述したいわゆる岩盤規制の改革を推進することが基盤かつ重要であるが、さらに「酪農の流通チャネル多様化」、「国内外とのバリューチェーン（6 次産業化、輸出の促進）」が掲げられている⁹。ここでは本シリーズレポートのテーマである農業金融に関連する 6 次産業化について触れることとする。

「『日本再興戦略』改訂 2014」では、「6 次産業化の市場規模を現状の 1 兆円から、2020 年に 10 兆円にする」ことを KPI としている（2010 年度で 1.2 兆円）。「国内外のバリューチェーンを有機的に結合し、農林漁業サイドが食品産業サイドの付加価値をより多く取り込むことができるよう、農林漁業者主導の取組に加え、多様な事業者による地域資源を活用した地域ぐるみの 6 次産業化を推進する」（『日本再興戦略』改訂 2014）としており、農林漁業成長産業化ファンド（A-FIVE）がその核と位置付けられている。

A-FIVE は、株式会社農林漁業成長産業化支援機構のことを指し、2013 年 1 月に官民共同出資の財投機関として設立された、いわゆる官民連携ファンドである。2013 年 3 月 25 日現在、国が 300 億円、民間企業（9 社）が 18 億円、計 318 億円を出資している。民間側の出資者は、カゴメ（株）、農林中央金庫、ハウス食品グループ本社（株）、味の素（株）、キッコーマン（株）、キューピー（株）、（株）商工組合中央金庫、日清製粉（株）、野村ホールディングス（株）であり（金額順かつ 50 音順）、食品企業が大半を占める。A-FIVE は、支援対象の事業体に対し、出資や劣後ローンによる直接の資金供給も実施するが（図表 2）、地方公共団体、農業団体、金融機関、地元企業等と共同で設立するサブファンドを通じた出資をメインとしている。2014 年 7

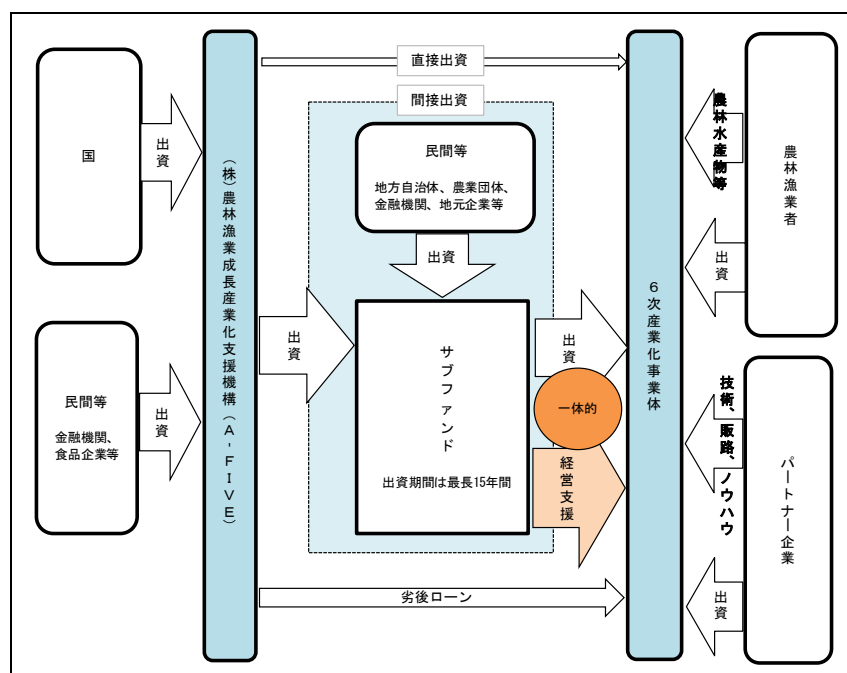
⁹ 6 次産業化は、農林漁業生産と加工・販売の一体化や、地域資源を活用した新たな産業の創出を促進するなど、農山漁村を総合的に活性化することを指す。第一次産業としての農林水産業の生産、第二次産業としての食品加工、第三次産業としての流通、販売を総合的に実施するということで、第一次産業の 1 と第二次産業の 2、第三次産業の 3 を足す、あるいは掛けて 6 次産業と称している。

月 15 日現在で、43（北海道・東北 6、関東・北陸 6、中部・近畿 8、中国・四国 11、九州・沖縄 8、全国〈テーマファンド〉4）のサブファンドが設立されている。地域のサブファンドについては、地域金融機関が出資者に名を連ねているものが多い。出資同意決定済 6 次産業化事業体は、26 事業体（2014 年 7 月 4 日現在）、出資決定金額 20 億円弱となっている。

農林漁業の分野を成長産業化するためには、民間企業の参入が欠かせないと考え、A-FIVE は農林水産物を素材として使っている食品会社が出資者に名を連ねており、民間企業の事業化力の活用に期待が持てる。ただし、A-FIVE には農林中金が出資者に名を連ねているものの、農業生産者そのものの事業者が参加していない。現時点では大規模な農業生産者が存在していないので仕方ないであろうが、この辺りに成長産業化の鍵もあるであろう。

この点は、政府側も認識しており、『日本再興戦略』改訂 2014¹⁰では、「投資実行を十分なものとするための大きな課題として、案件形成において農林漁業者の出資能力が不足しているとの指摘がある」として¹⁰、「法施行後 3 年（2015 年 12 月）を目途とした見直し・検討」をするとしている。

図表 2 A-FIVE のスキームイメージ



（出所）A-FIVE「会社案内」を基に大和総研作成

なお、TPP（環太平洋経済連携協定）については、農業変革に向けた動きを促進する方向とな

¹⁰ 『日本再興戦略』改訂 2014¹⁰では、「案件形成において農林漁業者の出資能力が不足」という点について、A-FIVE そのものへの出資か、サブファンド、6 次産業化事業体への出資かは明記されていないが、文脈からすると 6 次産業化事業体への出資のように読める。しかし、本レポートでは A-FIVE そのもの、サブファンド、6 次産業化事業体それぞれへの出資を実現できるような農業生産者の大規模化が望ましいと考えている。

と考えるが、本レポート執筆時点ではまだ詳細が明らかになっておらず、国内農業に対する影響は未知数である。

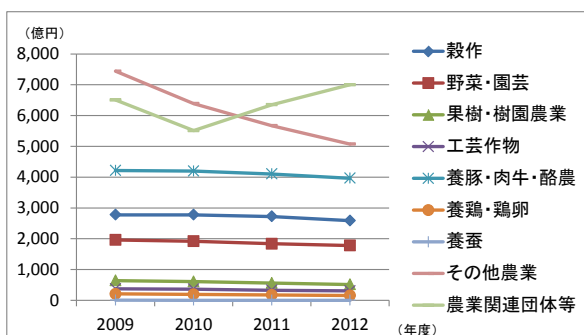
2. 農業に対する貸出金の内訳

(1) 農協系統の農業に対する貸出金

前回レポート（「[農業と金融：戦後の概観＜訂正版＞～農業の復権に向けた金融の役割①～](#)」）で、農業に対する貸出金残高が、2012 年度は全金融機関合計で約 5.2 兆円であることを述べた。そのうち組合金融機関が 41.0%、政府系金融機関が 45.6%、民間金融機関が 13.5%であり、農業そのものへの融資は組合金融機関と政府系金融機関が中心である。本レポートでは農業の成長産業化と関連して、農業近代化資金、日本政策金融公庫（以下、日本公庫）の農林水産事業部門の貸出の内訳などについて、食料・農業・農村基本法制定（農業基本法に代わる農業関係の基本法であり 1999 年に制定）以降の動向を見てみる（データが公表されている期間のみ）。

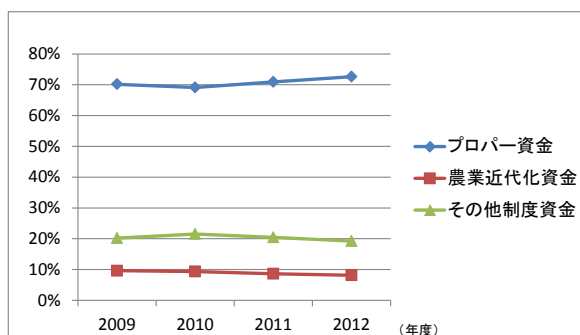
農業に関する組合金融機関である単位農協、JA 信連、農林中金（合わせて「農協系統」と呼称）の 2012 年度の農業に対する貸出金残高は合計約 2.1 兆円であり、その他農業、農業関連団体等を別にすれば、営農類型別には養豚・肉牛・酪農が最も多く、次いでコメなどの穀作が多い（図表 3）。また、資金種類別にみるとプロパー資金が 7 割前後を占め、後述する農業近代化資金は 8～10%となっている（図表 4）。

図表 3 農協系統の営農類型別農業関連貸出金残高



- (注 1) 単位農協、JA 信連、農林中金の合計
 (注 2) 農業関係の貸出金は、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に係る事業に必要な資金等
 (注 3) 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等を含む
 (注 4) 「農業関連団体等」には、単協や JA 全農（JA 経済連）とその子会社等を含む
 (出所) 農林中金総合研究所「農林漁業金融統計」を基に大和総研作成

図表 4 農協系統の資金種類別農業関連貸出金残高の割合

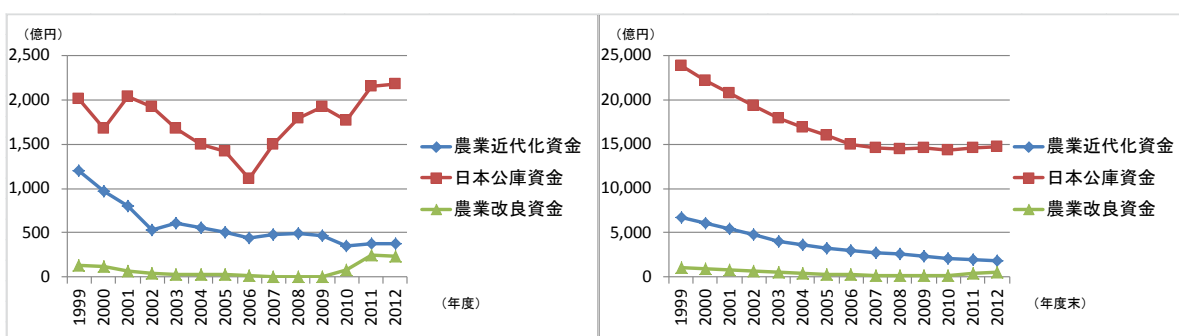


- (注 1) 単位農協、JA 信連、農林中金の合計
 (注 2) プロパー資金は、農協系統原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のもの
 (注 3) 農業制度資金（農業近代化資金、その他制度資金）は、地方公共団体資金のうち農協転貸分、地方公共団体が利子補給等を行い農協系統が低利で融資するものを含む
 (注 4) その他制度資金は、農業経営改善促進資金（スーパー S 資金）や農業経営負担軽減支援資金等
 (出所) 農林中金総合研究所「農林漁業金融統計」を基に大和総研作成

（２）農業、農村関係の主な政策金融資金

図表 5 は、1999 年度以降の農業、農村関係の主な政策金融の資金の貸付額及び貸付残高である。日本政策金融公庫資金（以下、日本公庫資金）が最も多く、次いで農業近代化資金となっている。日本公庫資金の貸付額は 2006 年度を底に増加傾向にあるが、農業近代化資金の貸付額は減少傾向となっている。農業改良資金の貸付額は 2010 年度以降やや増加している。

図表 5 農業、農村関係の主な政策金融の資金（左図：貸付額、右図：貸付残高）



（注 1）農業近代化資金のみ貸付残高は 12 月末時点

（注 2）農業近代化資金に対する利子補給による貸付額・貸付残高はいずれも利子補給承認時点の計数

（注 3）日本公庫資金は、2008 年度以前は農林水産業金融公庫資金

（注 4）農業改良資金は、法改正により 2010 年 10 月に都道府県貸付けから公庫貸付けへ移管

（出所）農林中金総合研究所「農林漁業金融統計」を基に大和総研作成

①農業経営改善関係資金と農業近代化資金

食料・農業・農村基本法の目的を実現するために、「意欲と能力のある農業の担い手が、経営改善を図ろうとする場合に必要な長期資金が的確に供給されるよう、わかりやすく使いやすい制度資金として」（農林水産省ウェブサイト「農業経営改善関係資金のご案内」より）農業経営改善関係資金が設けられている。農業経営改善関係資金は大きく分けて、農業近代化資金、日本公庫資金、農業改良資金の 3 種類があり、前二者は機械、施設、長期運転資金などを対象とした長期の資金需要に応えるものである。

農業近代化資金は、農協等が融資する最も一般的な長期資金である¹¹。日本公庫資金は、農協等では十分な対応ができない場合（償還期間が長い、資金規模が大きい、農地取得を含んでいるなど）に、日本公庫が融資する長期資金である¹²。農業改良資金は、新作物分野・流通加工分野・新技術にチャレンジする場合など特別な資金需要に対応するものである。農業近代化

¹¹ 農業近代化資金については、農業信用基金協会による債務保証が付されることが大半で、近年では利子補給承認額の 8～9 割程が債務保証対象となっている。また、機関別融資額状況は、近年では、単位農協が 80%前後、JA 信連が 8～10%程度、農林中金が 2～4%程度、銀行等が 6～9%程度である。

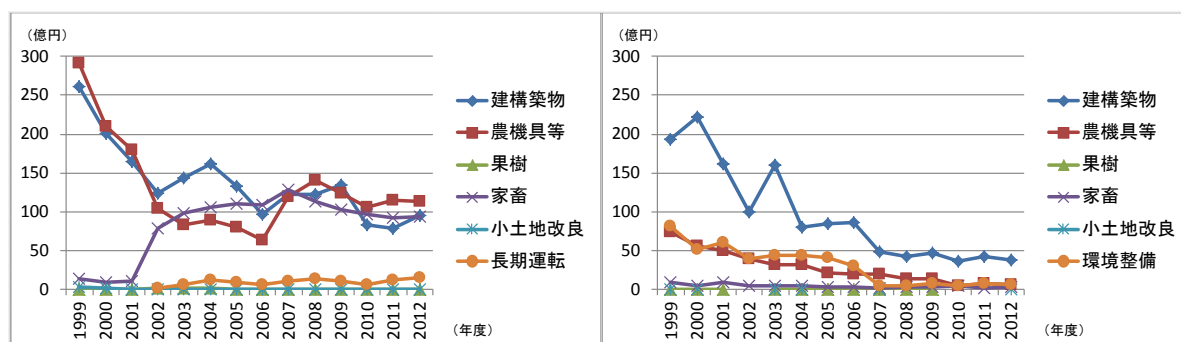
¹² 日本公庫の農林水産事業分野における融資制度は各種あるが、農業経営改善関係資金に該当するのは、認定農業者向けの「スーパーL 資金」とその他の担い手向けの「経営体育成強化資金」である。

資金は民間原資であるが、国や地方公共団体による利子補給により低利（特定の条件を満たせば実質無利子）となっている。日本公庫資金、農業改良資金は財政資金であり、前者は低利（特定の条件を満たせば実質無利子）、後者は無利子である。それぞれの資金の借入手続・様式は統一化されている。

農業近代化資金は、建構築物等造成資金（農林中金総合研究所「農林漁業金融統計」に従って「建構築物等」と略）、農機具等取得資金（同、「農機具等」と略）、果樹等植栽育成資金（同、「果樹」と略）、家畜購入育成資金（同、「家畜」と略）、小土地改良資金（同、「小土地改良」と略）、農村環境整備資金（同、「環境整備」と略）、長期運転資金（同、「長期運転」と略）、大臣特認資金（同、「特認」と略）、という種類がある¹³。図表6は個人施設向け、共同利用施設向けの各資金の利子補給承認状況である。

2012年度における個人施設向けは、金額順に農機具等、建構築物、家畜となっている。1999年度と比べると、農機具等、建構築物は減少してきたが、家畜が増加している。共同利用施設向けは、2012年度の金額は、建構築物、農機具等、環境整備の順となっている。いずれの資金も1999年度と比べると減少している。

図表6 農業近代化資金の種類別利子補給承認状況（左図：個人施設、右図：共同利用施設）



（注1）特認、セット（各種資金の組合せ）は非掲載

（注2）農林中金の国の直接利子補給による融資分を含む

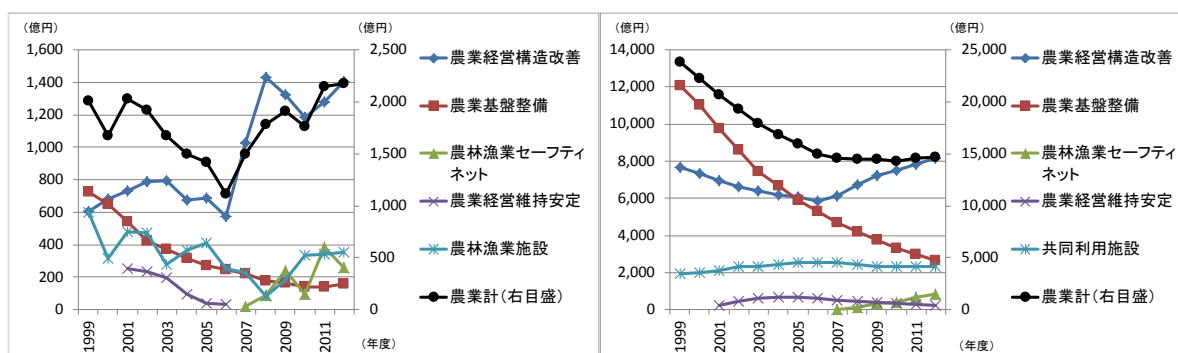
（出所）農林中金総合研究所「農林漁業金融統計」を基に大和総研作成

②日本公庫資金

図表7は、日本公庫資金の種類別貸付の農業に含まれる主要項目の動向を示したものである。貸付額、貸付残高とも近年は「農業経営構造改善」が増加傾向にあるのに対し、「農業基盤整備」は減少傾向にある。「攻めの農林水産業」という観点では、農業経営主体が強化されることが重要であり、日本公庫資金の種類別貸付の動向からは、資金的にもそうした方針が強化されていることが表れていると考えられよう。

¹³ 農業近代化資金は「農業近代化資金金融通法」に規定され、「農業近代化資金金融通法施行令」が定められている。農林中金総合研究所「農林漁業金融統計」では、農業近代化資金の種類が本文中のように分類されているが、名称等については都道府県によって多少の相違がある。また、同施行令の改正に伴い、種類の分類や範囲などが改正前後で異なる場合がある。

図表 7 日本公庫資金の主な種類別貸付（左図：貸付額、右図：貸付残高）



（注 1）統計上、「加工流通計」に分類されるものの中にも農業、農村関連が含まれるが、「農業計」に分類されている主要なものを掲載

（注 2）図表 5 の「日本公庫資金」は本図の「農業計」に相当

（出所）農林中金総合研究所「農林漁業金融統計」を基に大和総研作成

3. おわりに

本レポートでは、『日本再興戦略』改訂 2014、「規制改革実施計画」に記述された農業政策変革の動きをまとめ、農業の成長産業化と関連して、農業近代化資金、日本公庫資金の農業関連の貸出動向などについてみてきた。

農業生産は地域に密着したものであり、成長戦略における地域活性化、安倍内閣が設立予定の「地方創生本部」が取り組む課題にも大きくかわる。こうした点を踏まえ、次回レポートでは、農業近代化資金等の都道府県別の動向などを見ることによって、地場産業としての農業を捉え、今後の方向性についての提示を試みたい。

関連レポート・コラム

- ・ 中里幸聖「農業と金融：戦後の概観＜訂正版＞～農業の復権に向けた金融の役割①～」
（大和総研リサーチレポート、2014 年 7 月 17 日）

http://www.dir.co.jp/research/report/capital-mkt/20140717_008764.html

- ・ 中里幸聖「農業の企業化は若者の新規就農を目玉に」（大和総研コラム、2013 年 9 月 2 日）

http://www.dir.co.jp/library/column/20130902_007622.html

- ・ 中里幸聖「瑞穂の国における農業」（大和総研コラム、2012 年 3 月 7 日）

<http://www.dir.co.jp/library/column/120307.html>

- ・ 溝端幹雄「希望をつないだ新成長戦略（下）～岩盤規制の改革は大きく進展、あとは実効性の担保～」（大和総研リサーチレポート、2014 年 6 月 27 日）

http://www.dir.co.jp/research/report/japan/mlothers/20140627_008699.html